



福祉施設版

NEWS LETTER

2026 年 4 月号

アクエルド社会保険労務士法人

福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目2番地8号
セントラルビル4階
TEL : 092-753-7550 / FAX : 092-753-7551

Topic

2026 年度“期中報酬改定”のポイント

介護では、更なる処遇改善や物価高騰を背景に、次期定期改定を待たず、2026 年度に期中改定が行われます。障害福祉では、事業所数が急増している一部のサービスについて、新規参入を抑制する応急措置が実施されます。



介護：処遇改善加算の拡充

処遇改善分で+1.95%の期中改定が実施されます。2026 年 6 月の施行予定です。具体的には、次の措置が行われます。

- ① 処遇改善加算の対象を、介護職員のみから介護従事者に拡大（加算率の引き上げ）
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に、上乗せの加算区分を設置（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
- ③ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設

介護：基準費用額（食費）の見直し

2026 年 8 月より、基準費用額（食費）が 100 円／日引き上げられます。同時に負担限度額（食費）も一部見直されます。

		～2026/7	2026/8～
基準費用額		1,445 円	1,545 円
負担限度額	第 1 段階	300 円	300 円
	第 2 段階	390 円	390 円
	第 3 段階①	650 円	680 円
	第 3 段階②	1,360 円	1,420 円

障害福祉：応急的な報酬単価の特例

収支差率が高く、事業所が急増しているサービス類型について、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用するという、総量規制に近い措置が行われます。2027 年度報酬改定までの臨時措置です。これから参入する事業者には、事業計画や投資回収に大きな影響を及ぼす可能性があります。

対象サービス	就労継続支援 B 型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス
対象事業所	2026 年 6 月 1 日以降に新規に指定された事業所 ※受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域は、一定要件のもと対象外

この他、次の措置も予定されています。

- 就労移行支援体制加算の見直し（2026 年 4 月施行）
- 就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準の見直し（2026 年 6 月施行）

なお、本記事は 2026 年 2 月時点における厚生労働省の審議資料に基づく整理です。今後の告示等により変更の可能性があります。厚生労働省サイトで最新情報をご確認ください。

介護サービス別にみる施設・事業所数の推移

ここでは 2025 年 12 月に発表された調査結果※から、介護サービス別の施設・事業所数の推移をみていきます。

訪問介護と居宅介護支援が 3 万超に

上記調査結果から、直近 5 年間の介護サービス別の施設・事業所数（以下、事業所数等）をまとめると、下表のとおりです。

2024 年の事業所数等をみると、訪問介護が 37,264 事業所で最も多く、居宅介護支援が 37,258 事業所で続いています。事業所数等が 1 万を超えているサービスは、いずれも施設サービス以外となりました。

増加しているサービスが多い

2023 年からの増減では、事業所数等が増加しているサービスが多くなりました。増減率では、介護医療院が 15.9%の増加となりました。次いで訪問看護ステーションが 9.9%、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)が 8.0%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が 6.2%の増加という状況です。

次回の結果では、どのような変化がみられるでしょうか。

介護サービス別の施設・事業所数の推移(施設、事業所、%)

		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	増減率
施設サービス	介護老人福祉施設	8,306	8,414	8,494	8,548	8,621	0.9
	介護老人保健施設	4,304	4,279	4,273	4,250	4,214	-0.8
	介護医療院	536	617	730	791	917	15.9
	介護療養型医療施設	556	421	300	197	-	-
居宅サービス	訪問介護	35,075	35,612	36,420	36,905	37,264	1.0
	訪問入浴介護	1,708	1,705	1,709	1,665	1,641	-1.4
	訪問看護ステーション	12,393	13,554	14,829	16,423	18,042	9.9
	通所介護	24,087	24,428	24,569	24,577	24,585	0.0
	通所リハビリテーション	8,349	8,308	8,234	8,124	8,030	-1.2
	短期入所生活介護	11,668	11,790	11,875	11,905	11,933	0.2
	短期入所療養介護	5,220	5,068	4,969	4,909	4,799	-2.2
	特定施設入居者生活介護	5,454	5,610	5,760	5,869	5,969	1.7
	福祉用具貸与	7,545	7,770	7,927	7,830	7,736	-1.2
地域密着型サービス	特定福祉用具販売	7,529	7,657	7,800	7,718	7,605	-1.5
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,099	1,178	1,255	1,357	1,441	6.2
	夜間対応型訪問介護	220	221	223	221	226	2.3
	地域密着型通所介護	19,667	19,578	19,394	19,156	18,921	-1.2
	認知症対応型通所介護	3,868	3,753	3,701	3,505	3,370	-3.9
	小規模多機能型居宅介護	5,556	5,614	5,570	5,523	5,478	-0.8
	認知症対応型共同生活介護	13,977	14,085	14,139	14,262	14,341	0.6
	地域密着型特定施設入居者生活介護	354	365	361	368	369	0.3
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	711	817	901	994	1,074	8.0
居宅介護支援	地域密着型介護老人福祉施設	2,413	2,474	2,502	2,517	2,551	1.4
	居宅介護支援	39,284	39,047	38,538	37,784	37,258	-1.4

厚生労働省「令和6(2024)年介護サービス施設・事業所調査の概況」より作成

※厚生労働省「令和6(2024)年介護サービス施設・事業所調査の概況」
2024 年 10 月 1 日時点で活動中の施設・事業所についての集計です。複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上しています。介護療養型医療施設は、2024 年 3 月に廃止されています。詳細は次の URL のページから確認いただけます。
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service24/index.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q & A

『退職する際の計画年休の取扱い』



当施設では、毎年度、8 月、12 月、1 月にそれぞれ 1 日を指定して、年次有給休暇（以下、年休）の計画的付与（以下、計画年休）をしています。今回、5 月末に退職する職員から、退職日までに残りの年休をすべて取得したいという相談がありました。退職日より後に到来する計画年休は、どのように取り扱ったらよいのでしょうか？



退職する職員から、退職日までに計画年休も含めて残りのすべての年休の請求があった場合、退職後に計画年休として付与することになっている 3 日分も含め、すべての年休の取得を認めなければなりません。

詳細解説：

1. 計画年休

計画年休とは、年休の付与日数のうち 5 日を超える部分について、施設が日にちを指定して取得させることができる制度です。計画年休を導入する場合には、あらかじめ就業規則に規定し、労使協定を締結しなければなりません。また、年休の付与日数のうち 5 日については、職員の自由な意思で年休を取得できるようにしておく必要があり、例えば、年休が 10 日の職員に対しては 5 日、年休が 18 日の職員に対しては 13 日まで、計画的付与の対象とすることができます。



2. 退職予定者の取扱い

計画年休は、その付与日が労働日であることを前提に付与されるものです。退職日より後は、労働日ではなくなるため、付与日の前に退職することが予定されている職員については、退職日より後の日を付与日とする計画年休の付与はできません。よって、職員から請求があったときは、たとえ計画年休として付与する日が決まっていたとしても、退職前の任

意の時期に計画的付与の対象となっている日数分の年休を取得させる必要があります。

3. 労使協定を締結する際の注意点

計画年休を導入する際には労使協定の締結が必要ですが、その労使協定では、以下の項目を定めておく必要があります。

- ①計画的付与の対象者（または対象から除く者）
- ②対象となる年休の付与日数
- ③計画的付与の具体的な方法
- ④年休日数が少ない職員の扱い
- ⑤年休付与日を変更することが予想される場合はその手続き

今回のケースでは、上記①の対象から「退職予定者を除く」と定めておけば、判断に困ることとはなかったでしょう。

また、上記④についても、例えば新規採用者等で年休が付与されていない職員をどうするのか、という問題が生じます。年休の付与日に職員を休ませるときに、欠勤扱い（無給）とすることはできないことから、特別有給休暇の付与や、平均賃金の 60% 以上の休業手当を支払うなどの対応が求められます。

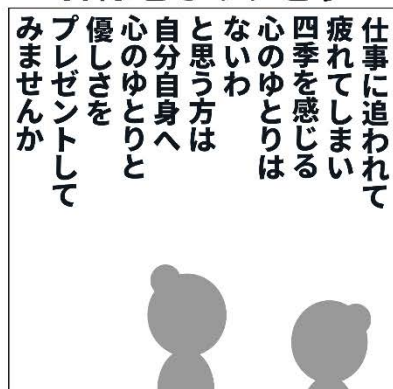
事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『掃除と心のゆとり』



掃除と心のゆとり



ワンポイントアドバイス

事例のマギさんのように、タイパ（タイムパフォーマンス）が悪いと感じながら拭き掃除をしていると、その前向きでない空気は自然と周りにも伝わってしまいます。

マナ先輩が気づいたように、接遇とは、その人が心の中で思っていることが、そのまま **“空気”** となって表れるものです。

自分に与えられた役割をきちんと認識し、それがどんな小さなことであっても、『常に前向きで気持ちよく』を心がけていれば、それだけで人としての成長につながっていくでしょう。

当たり前のことを当たり前にできること、そして小さなことに「ありがとう」と思える心を持っていれば、きっと誰もが1日を心豊かに過ごすことができるはずです。

ちょっとしたことでも嬉しいと感じる心のゆとりを、自分自身にプレゼントしてみたいはいかがでしょうか。

利用者様だけではなく、時には自分自身にも優しく目を向けて、気分転換してリラックスする時間をつくってください。その **“心のゆとり”** も、立派な接遇です。

心のゆとりが積み重なることで、職場全体の空気も明るくなっていきます。

一人ひとりの小さな前向きさが、施設の温かさをつくるのです。